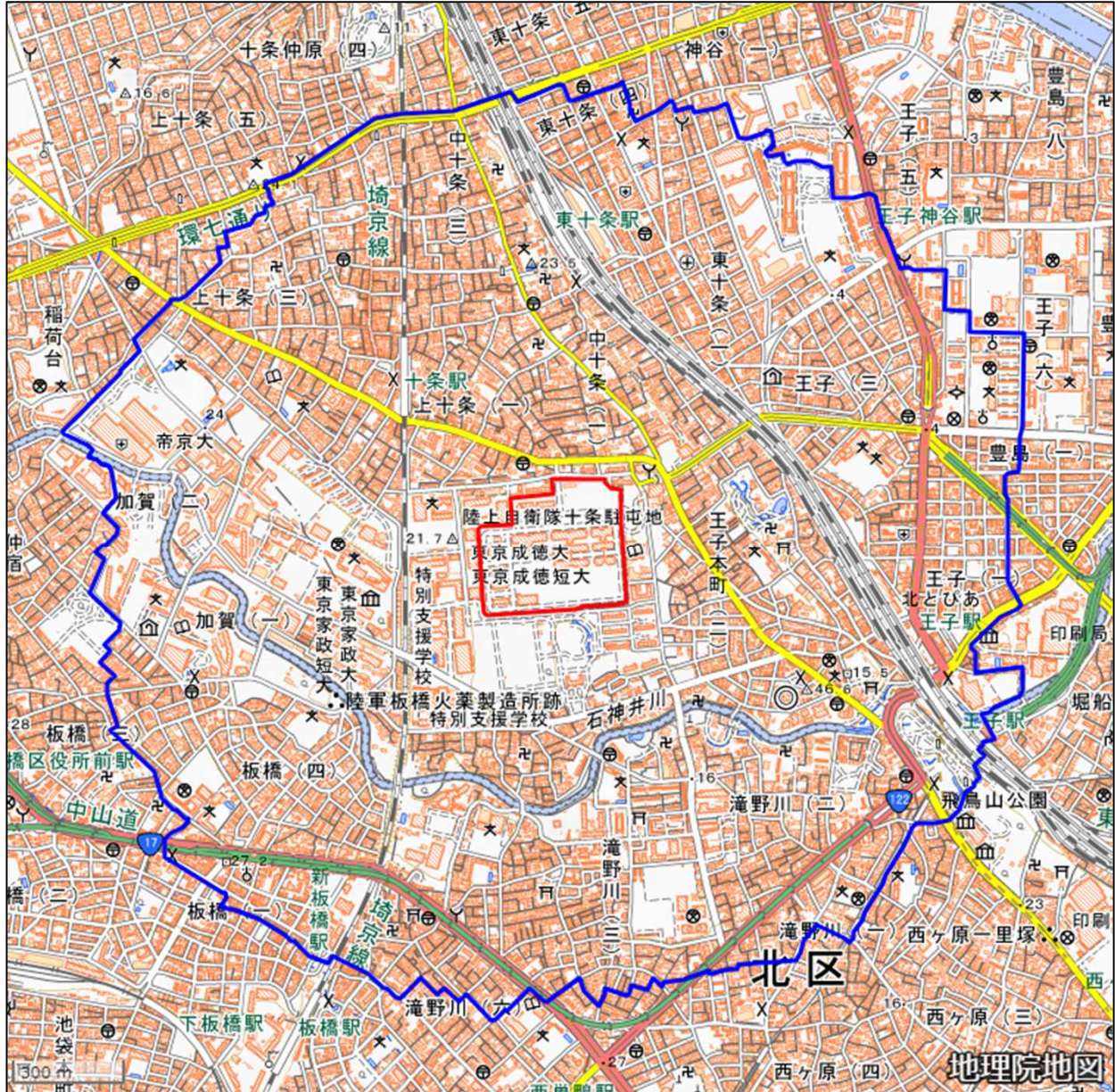


陸上自衛隊十条駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	東京都北区	十条台一丁目五番七十号
対象防衛関係施設 の区域	東京都北区	十条台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	東京都北区	王子一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、王子本町一丁目から三丁目まで、上十条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、岸町一丁目及び二丁目、十条台一丁目及び二丁目、十条仲原一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、滝野川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、豊島一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中十条一丁目から三丁目まで、東十条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに堀船一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都板橋区	板橋一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、稲荷台（次の図面に示す部分に限る。）並びに加賀一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 陸上自衛隊十条駐屯地周辺地域 (東京都北区十条台1丁目5番70号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

